

## 技術認定医制度 更新申請 Q&A

技術認定医制度更新申請に関して、ご質問の多い事項を Q&A でまとめました。

Q&A に記載のないことについては、大変恐れ入りますが、日本神経内視鏡学会事務局までお問い合わせください。

### Q.技術認定医の認定期間がわからない

A 技術認定証内に記載がございますので、ご確認ください。

### Q.更新申請はいつ行えばよいか

A.技術認定証にも記載がございますとおり、認定期間は5年間です。5年目の7月中旬に更新申請の手続きをお願いいたします。また、5年目に更新申請されなかった場合でも、毎年7月に更新申請をお受けしております。ただし、更新申請をされなかった場合、技術認定医の資格が12月付で中断します。中断期間は、認定医申請者を推薦することができません。

更新申請に必要な書類等は、日本神経内視鏡学会 HP 内、技術認定制度のページの更新申請の欄をご参照ください。

また、更新時期に更新の案内をお送りいたします。年会費請求のご住所宛に封書でお送りいたしますのでご確認ください。

### Q.留学していたことにより、更新申請に必須である、直近5回のうち3回以上の学会参加ができなかった場合、どうしたら良いか

A. 留学に伴い猶予が可能です。希望される場合は事前にメール、FAX、郵送等で事務局までご連絡いただき、後日留学期間の証明ができる書類をご提出ください。留学中は学会年会費も免除されます。事後申請は原則不可としますが、今回の決定の移行措置として、平成28年5月より以前にご留学をなされていた場合、事後申請も可とします。

留学期間は技術認定医の資格が中断されるため、指導医としての活動はできません。

申請いただいた留学期間と同じ期間を猶予期間としますので、日本神経内視鏡学会に中断期間を除いた5年のうち3回の学会参加の更新要件を満たした上で申請をしてください。

なお、猶予期間は年単位とし、端数月は切り捨てとします。1年未満や複数回留学される場合等については事前に事務局までご相談ください。技術認定制度委員会で審議いたします。

### Q.病気、出産、育児休暇等の場合、更新申請に必須である直近5回のうち3回以上の学会参加ができなかった場合、どうしたら良いか

A. 病気、出産、育児休暇等の場合、猶予が可能です。希望される場合は事前にメール、FAX、郵送等で事務局までご連絡いただき、後日、病気の場合は各種診断書、出産・育児休暇等は各種証明できる書類を事務局までご提出ください。事後申請は原則不可としますが、今回の決定の移行措置として、平成28年5月より以前に上記事由が発生していた場合は事後申請も可とします。

上記事由によりやむを得ない事情の間、技術認定医の資格が中断されるため、指導医としての活動はできません。

中断期間と同じ期間を猶予期間といたしますので、日本神経内視鏡学会に中断期間を除いた5年のうち3回学会参加の更新要件を満たした上で申請をしてください。

なお、猶予期間は年単位とし、端数月は切り捨てとします。1年未満や複数回上記事由が発生する場合等については事務局までご相談ください。技術認定制度委員会で審議いたします。

**Q.直近5年のうち、3回以上の学会参加が必須であるが、認定医取得前(認定医取得年)の学会参加はカウントされるか**

A. ~~認定医取得前(認定医取得年)の学会参加はカウントされません。~~

認定医取得前(認定医取得年)の学会参加についてもカウントします。(平成29年度申請以降)